住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

Press Release

令和５年 11 月 10 日

報道関係者各位

金利引下げで子育てを応援【フラット35】子育てプラス　（仮称）

～令和５年度補正予算における制度拡充～

独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）（本店：東京都文京区後楽 1-4-10、理事長：毛利信二）は、最長 35 年の全期間固定金利の住宅ローン【フラット３５】の提供等を通じて省エネルギー性能等で一定の基準を満たした質の高い住宅の普及を支援しています。

今般、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和５年 11 月２日閣議決定）における、こどもが健やかに成長できる環境整備を通じた少子化対策の推進施策の一環として、令和５年度補正予算において、【フラット３５】に関し、子どもの人数に応じて金利を引き下げる「【フラット３５】子育てプラス」（仮称）を開始する予定です。

機構は今後も、子育て世帯をはじめとした幅広い世代の方の安心で快適な住生活の実現に貢献してまいります。

※本リリースは、令和５年度補正予算の成立を前提としたものです。また、【フラット３５】子育てプラスは仮称です。

1.【フラット35】子育てプラスの概要

子育て世帯等が良質な住宅を取得する際の金利の負担を軽減することを目的として、現在の【フラット３５】の金利引下げ制度に新たに子育てに関するメニュー【フラット３５】子育てプラスを新設します。新メニューの概要は下表のとおりです。

新メニュー名	【フラット35】子育てプラス（仮称）
❶ **子どもの人数に応じて金利を引下げ** 子育て世帯※1または若年夫婦世帯※2に対して、全国一律で子どもの人数等に応じて金利を引き下げます。 【フラット３５】Ｓ等の他の金利引下げメニューと併用が可能です。	
❷ **金利引下げ幅が最大年▲1%に拡充※3** 金利引下げ幅を従来の最大年▲０．５%から最大年▲１%に拡充します。	

※１　申込時に子どもを有しており、申込年度の４月１日において当該子どもの年齢が 18 歳未満である世帯

※２　申込時に夫婦であり、申込年度の４月１日において夫婦のいずれかの年齢が 40 歳未満である世帯

※３　【フラット３５】子育てプラスの開始に合わせて、従来の金利引下げ制度についても同様の引下げ方法に変更します。詳しくは次ページをご覧ください。

2.【フラット35】子育てプラス開始後の【フラット35】の金利引下げ制度

【フラット３５】子育てプラスの開始にあわせて【フラット３５】の金利引下げ制度を、次のとおり見直します。

① 金利引下げ幅の上限を、年▲１％に拡充します。

② 【フラット３５】子育てプラスを利用する場合は、合計ポイントの上限を撤廃します。※

※【フラット３５】子育てプラスを利用されない場合は、従来どおり合計４ポイントが上限となります。

■金利引下げ対象のグループ一覧

次の４つのグループごとにそれぞれ１つの項目まで選択可能で、選択した各項目のポイントの合計数に応じて金利を引き下げます。

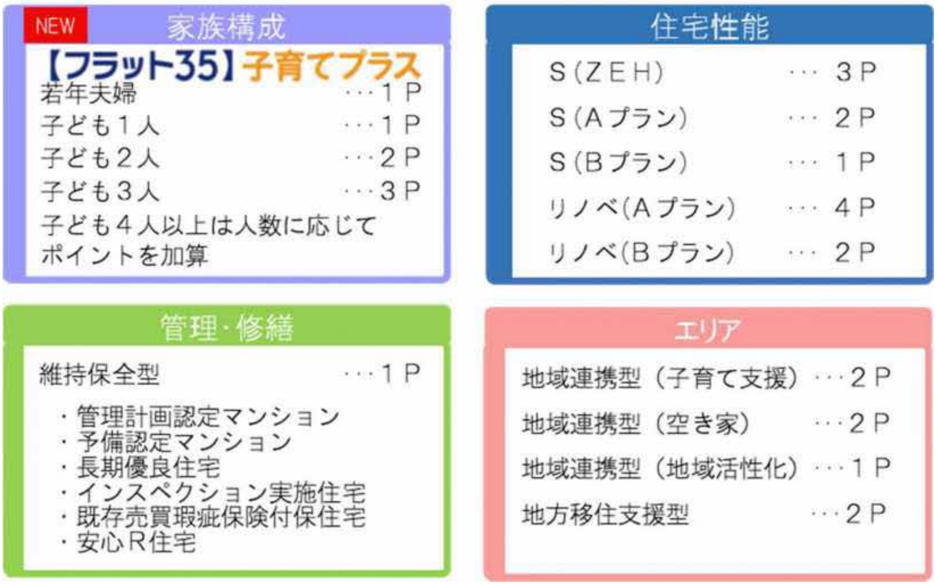

■ポイントの考え方

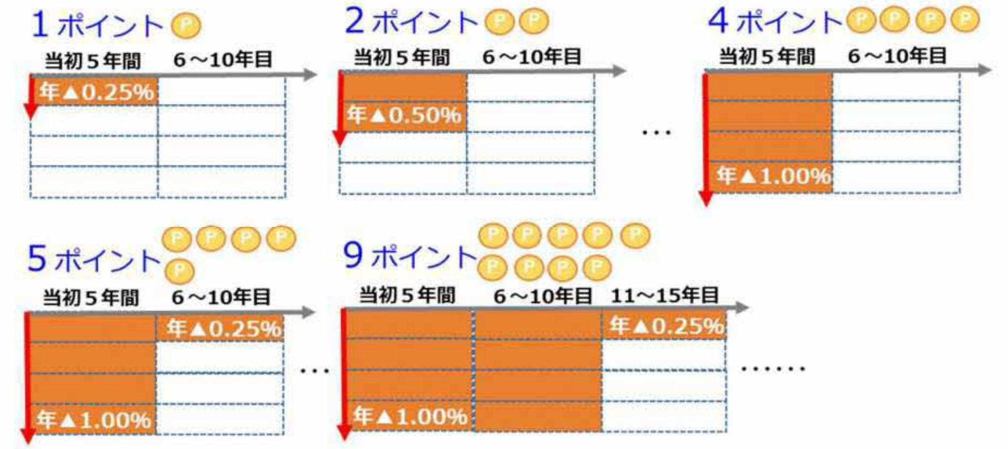

３．適用開始時期等

この制度拡充は、令和５年度補正予算成立を前提としたものです。【フラット３５】子育てプラスは、令和５年度補正予算が成立した場合に、機構がホームページでお知らせする日の資金受取分から適用開始となる予定です。

本リリースに関するお問い合わせ先

【メディアの皆さま】

住宅金融支援機構　経営企画部広報グループ　西村／谷山／中田／池森／濱野／甲斐　TEL　03-5800-8019

【一般のお客さま】

お客さまコールセンター　TEL 0120-0860-35　　住宅金融支援機構ホームページ　https://www.jhf.go.jp/
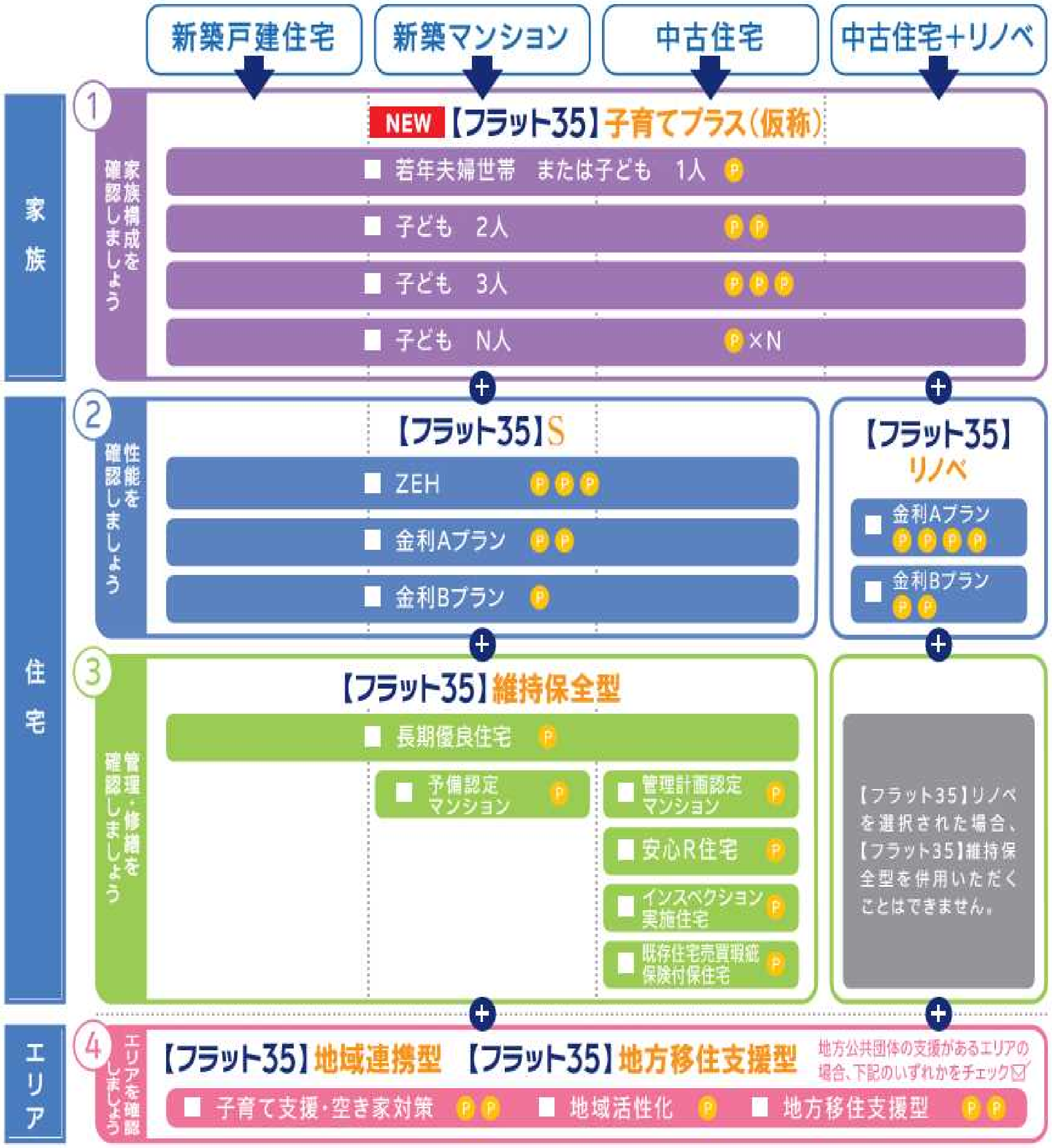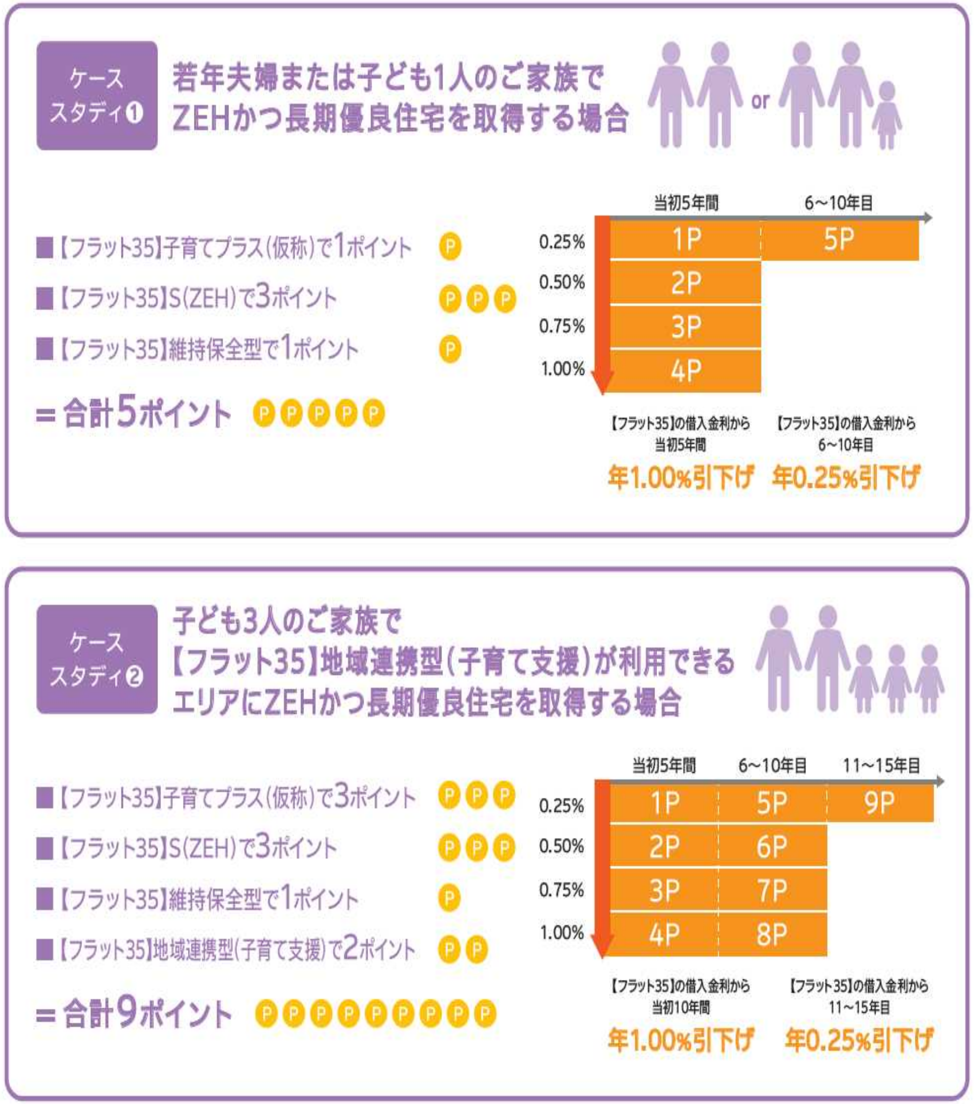
【参考】【フラット３５】子育てプラスを利用した場合のケーススタディ